

平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金(児童虐待防止対策等に係る分)交付要綱との比較表

平成29年度 (平成28年度からの繰越分) 要綱		平成28年度要綱	
別紙	平成29年度 (平成28年度からの繰越分) 次世代育成支援対策施設整備交付金 (児童虐待防止対策等に係る分) 交付要綱	別紙	平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金 (児童虐待防止対策等に係る分) 交付要綱
(通則)		(通則)	
1 (略)		1 (略)	
(交付の目的)		(交付の目的)	
2 (略)		2 (略)	
(交付の対象)		(交付の対象)	
3 (略)		3 (略)	
→(定義)		(定義)	
4 (略)		4 (略)	
区分	大分類	中分類	小分類
(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設(児童厚生施設については、平成28年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設
(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設(児童厚生施設については、平成28年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設

<p>児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。）、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のた</p>	<p>一時保護施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設 <u>市区町村子ども家庭総合支援拠点</u></p>		<p>児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。）、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のた</p>
--	--	--	--

<p>めの拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のた めの拠点施設及び 平成28年12月 16日雇児発第3 号厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長 通知「市町村におけ る児童等に対する 必要な支援を行う ための拠点の整備 について」に基づく 拠点</p>				(2) (略)	(略)	(略)
				(3) (略)	(略)	(略)

<p>めの拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のた めの拠点施設及び 平成※年※月※日 雇児発第※号厚生 労働省雇用均等・児 童家庭局長通知「市 区町村子ども家庭 総合支援拠点の整 備について」に基づ く拠点</p>				(2) (略)	(略)	(略)
				(3) (略)	(略)	(略)

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	(略)	(略)
修理	(略)	(略)
改造	(略)	(略)
拡張	(略)	(略)
整備	老朽民間児童 福祉施設整備	(略)

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	(略)	(略)
修理	(略)	(略)
改造	(略)	(略)
拡張	(略)	(略)
整備	老朽民間児童 福祉施設整備	(略)

	防犯対策強化に係る整備	平成×年×月×日雇児発×第×号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
--	-------------	--

(事業の種類)

6

(1) (略)

①事業の種類	②対象施設	③整備内容等	④設置主体
(1)一時保護施設における環境改善等事業	(略)	平成×年×月×日雇児発×第×号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	(略)
(2)児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設	平成×年×月×日雇児発×第×号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

4

	防犯対策強化に係る整備	平成28年12月16日雇児発1216第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
--	-------------	--

(事業の種類)

6

(1) (略)

①事業の種類	②対象施設	③整備内容等	④設置主体
(1)一時保護施設における環境改善等事業	(略)	平成28年12月16日雇児発1216第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	(略)
(2)児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設	平成28年12月16日雇児発1216第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

(3)児童養護施設等における小規模化等のための整備	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、 <u>児童心理治療施設</u>	(略)	(略)	(3)児童養護施設等における小規模化等のための整備	乳児院、児童養護施設、 <u>児童自立支援施設</u> 、 <u>情緒障害児短期治療施設</u>	(略)	(略)
(4)児童養護施設等における自立生活支援室（ステップラーム）の整備	母子生活支援施設、 <u>児童養護施設</u> 、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> 、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、 <u>婦人保護施設</u>	平成※年※月※日 <u>雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u> 「 <u>児童養護施設等における自立生活支援室（ステップラーム）の整備について</u> 」	(略)	(4)児童養護施設等における自立生活支援室（ステップラーム）の整備	母子生活支援施設、 <u>児童養護施設</u> 、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> 、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、 <u>婦人保護施設</u>	平成28年12月16日雇児発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「 <u>児童養護施設等における自立生活支援室（ステップラーム）の整備について</u> 」	(略)
(5)児童自立生活援助事業所の整備	(略)	(略)	(略)	(5)児童自立生活援助事業所の整備	(略)	(略)	(略)
(6)市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備	市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成※年※月※日 <u>雇児発第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u> 「 <u>市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備について</u> 」	指定都市、中核市、市町村若しくは一部事務組合	(6)市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備	児童等に対する必要な支援を行うための拠点	平成28年12月16日雇児発第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「 <u>市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備について</u> 」	指定都市、中核市、市町村若しくは一部事務組合
(7)防犯対策強化整備事業	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 <u>児童養護施設</u> 、 <u>児童心理治療施設</u>	平成※年※月※日 <u>雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>	(略)	(7)防犯対策強化整備事業	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 <u>児童養護施設</u> 、 <u>児童心理治療施設</u>	平成28年12月16日雇児発1216第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	(略)

	治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模住居型児童養育事業所、利用者支援事業所、子育て支援のための拠点施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター	知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」	
--	---	-------------------------------	--

○ (2) (略)

(3) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置主体が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	(略)	(略)

	児童短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模住居型児童養育事業所、利用者支援事業所、子育て支援のための拠点施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター	家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」	
--	---	------------------------------------	--

(2) (略)

(3) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置主体が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	(略)	(略)

(2) 売春防止法に基づく施設 ア 婦人相談所一時保護施設 イ 婦人保護施設	(略)	(略)
--	-----	-----

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（5）に掲げる事業を除く。）

①事業の種類	②対象施設	③整備内容等	④設置主体
(1) 児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	平成28年12月16日雇児発1216第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	(略)
(2) 児童養護施設等における小規模化等のための整備	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	(略)	(略)

(2) 売春防止法に基づく施設 ア 婦人相談所一時保護施設 イ 婦人保護施設	(略)	(略)
--	-----	-----

(4) 次の表の①欄に定める事業の種類ごとに、③欄に定める整備内容等により④欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置主体（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（5）に掲げる事業を除く。）

①事業の種類	②対象施設	③整備内容等	④設置主体
(1) 児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成※年※月※日雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	(略)
(2) 児童養護施設等における小規模化等のための整備	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設	(略)	(略)

(3)児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備	児童養護施設、 <u>情緒障害見短期治療施設</u> 及び児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、婦人保護施設	平成28年12月16日雇児発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備について」	(略)
(4)児童自立生活援助事業所の整備	(略)	(略)	(略)
(5)防犯対策強化整備事業	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、 <u>情緒障害見短期治療施設</u> 、児童自立生活援助施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模同居型児童養育事業所、利用者支援事業所、婦人保護施設、児童家庭支援センター	平成28年12月16日雇児発1216第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	(略)

(3)児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備	児童養護施設、 <u>児童心理治療施設</u> 及び児童自立生活援助施設、児童自立生活支援事業所、母子生活支援施設、婦人保護施設	平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備について」	(略)
(4)児童自立生活援助事業所の整備	(略)	(略)	(略)
(5)防犯対策強化整備事業	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、 <u>児童心理治療施設</u> 、児童自立生活援助施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模同居型児童養育事業所、利用者支援事業所、婦人保護施設、児童家庭支援センター	平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」	(略)

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置主体（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置主体（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定

都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種別	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)

(交付金の対象除外)

7 (略)

9

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(3)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3 又は別表 1-4 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3 又は別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額

都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種別	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に限る。）	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)

(交付金の対象除外)

7 (略)

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(3)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3 又は別表 1-4 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 (児童厚生施設については 3 分の 1、平成 28 年 12 月 16 日雇児発 1216

を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(3)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(3)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

イ 6の(4)及び(5)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(4)及び(5)の額と、(イ)により算出した6の(4)及び(5)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(交付金の概算払)

9 (略)

第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」(以下「一時保護環境整備実施通知」という。)により整備する施設等及び別表1-3に定める耐震化等整備事業については3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(3)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(3)のすべての事業の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ 6の(4)及び(5)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1(児童厚生施設については3分の1、一時保護環境整備実施通知により整備した施設等及び別表1-3に定める耐震化等整備事業については3分の2)を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(4)及び(5)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(4)及び(5)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(交付金の概算払)

9 (略)

<p>(交付の条件)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア (略)</p> <p>イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならぬ。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならぬ。</p> <p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金にかかる仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならぬ。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>11 (略)</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア (略)</p> <p>イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならぬ。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、別紙7の様式に準じて速やかに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならぬ。</p> <p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告があつた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に納付させることがある。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>11 (略)</p>
---	---

(変更申請手続)

12 (略)

(交付決定までの標準的期間)

13 (略)

(状況報告)

14 (略)

(実績報告)

15 (略)

(交付金の返還)

16 (略)

12

(その他)

17 (略)

(変更申請手続)

12 (略)

(交付決定までの標準的期間)

13 (略)

(状況報告)

14 (略)

(実績報告)

15 (略)

(交付金の返還)

16 (略)

(その他)

17 (略)

別表 1-1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間児童福祉施設整備、一時保護施設における環境改善事業、児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備、児童養護施設等における小規模化等のための整備、児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備、児童自立生活援助事業所の整備、市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	一時保護施設における環境改善事業は別表 2、児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備は別表 4、児童養護施設等における小規模化等のための整備は別表 5、児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備は別表 6、児童自立生活援助事業所の整備は別表 7、市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備は別表 8 に掲げる交付基礎点数表を適用する。	(略)

別表 1-1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間児童福祉施設整備、一時保護施設における環境改善事業、児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備、児童養護施設等における小規模化等のための整備、児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備、児童自立生活援助事業所の整備、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	一時保護施設における環境改善事業は別表 2、児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備は別表 4、児童養護施設等における小規模化等のための整備は別表 5、児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備は別表 6、児童自立生活援助事業所の整備は別表 7、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備は別表 8 に掲げる交付基礎点	(略)	別表 1-5 の通り

別表 1-2

算 定 基 準

(別表 1-1、別表 1-3 及び別表 1-4 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	(略)	(略)
	仮設施設 整備工事 費	(1) 公的機関（都道府 県又は市町村の建築課 等）の見積 <u>(2) 工事請負業者の見 積り</u>	(略)

別表 1-2

算 定 基 準

(別表 1-1、別表 1-3 及び別表 1-4 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	(略)	(略)	<u>別表 1-5 の 通り</u>
	仮設施設 整備工事 費	(1) 公的機関（都道府 県又は市町村の建築 課等）の見積 <u>(2) 工事請負業者 2 社 の見積りを比較して、 低い方の見積り</u>	(略)	

別表 1 - 3

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	(略)	(略)	別表 1 - 5 の 通り
	仮設施設 整備工事 費	(略)	(略)	

別表 1 - 4

算 定 基 準
(防犯対策強化整備事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	(略)	(略)	別表 1 - 5 の 通り
	仮設施設 整備工事 費	(略)	(略)	

別表 1 - 3

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	(略)	(略)
	仮設施設 整備 工事費	(略)	(略)

別表 1 - 4

算 定 基 準
(防犯対策強化整備事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	(略)	(略)
	仮設施設 整備 工事費	(略)	(略)

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備
事業の国、都道府県、市区町村、設置主体の負担割合

1. 施設の設置主体が都道府県等の場合

事業の種類	国	都道府県	市区町村
市区町村が申請する (1) 一時保護施設における環境改善等事業 (2) 児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業 (3) 耐震化等整備事業	2 / 3	1 / 6	1 / 6
都道府県が申請する (1) 一時保護施設における環境改善等事業 (2) 児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業 (3) 耐震化等整備事業	2 / 3	1 / 3	—
市区町村が申請する (1) 児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2) 児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備 (3) 児童自立生活援助事業所の整備 (4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備 (5) 防犯対策強化整備事業（※児童厚生施設の場合）	1 / 2	1 / 4	1 / 4
都道府県が申請する (1) 児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2) 児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備 (3) 児童自立生活援助事業所の整備	※ 1 / 3	※ 1 / 3	※ 1 / 3
都道府県が申請する (1) 児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2) 児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備 (3) 児童自立生活援助事業所の整備	1 / 2	1 / 2	—

(4)防犯対策強化整備事業（※児童厚生施設の場合）		※1/3	※2/3
2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合			
区分	国	都道府県	市区町村
市区町村が申請する場合 (1)一時保護施設における環境改善等事業 (2)児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業 (3)耐震化等整備事業	2/3	-	1/1 2
都道府県が申請する場合 (1)一時保護施設における環境改善事業 (2)児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業 (3)耐震化等整備事業	2/3	1/1 2	-
市区町村が申請する場合 (1)児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2)児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備 (3)児童自立生活援助事業所の整備 (4)市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備 (5)防犯対策強化整備事業（※児童厚生施設の場合）	1/2	-	1/4
都道府県が申請する場合 (1)児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2)児童養護施設等における自立生活支援	1/2	1/4	※1/3 ※1/3

--

室（ステップルーム）の整備 (3)児童自立生活援助事業所の整備 (4)防犯対策強化整備事業（※児童厚生施設の場合）	※1/3	※1/3	※1/3	※1/3
---	------	------	------	------

交付基礎点数表

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備(一時保護施設における環境改善事業)

児童相談所一時保護施設本体	単位	交付基礎点数
	1人当たり	3,390
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,030
初度設備相当加算	1人当たり	67

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。

2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施設備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0812005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

交付基礎点数表

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備(一時保護施設における環境改善事業)

児童相談所一時保護施設本体	単位	地域		
		A地域	B地域	C地域
	1人当たり	3,300	3,140	2,990
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,920	3,740	3,550
初度設備相当加算	1人当たり	66		
				2,830
				3,360

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。

2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施設備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	99
助産施設	1人当たり	160
乳児院	1人当たり	93
母子生活支援施設	1世帯当たり	341
児童養護施設	1人当たり	145
児童心理治療施設	1人当たり	166
児童自立支援施設	1人当たり	209
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	93
婦人保護施設	1世帯当たり	196
児童自立生活援助事業所	1人当たり	325

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	179
助産施設	1人当たり	300
乳児院	1人当たり	166
母子生活支援施設	1世帯当たり	619
児童養護施設	1人当たり	259
児童心理治療施設	1人当たり	312
児童自立支援施設	1人当たり	367
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	177
婦人保護施設	1世帯当たり	357
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,347

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	97
助産施設	1人当たり	156
乳児院	1人当たり	91
母子生活支援施設	1世帯当たり	332
児童養護施設	1人当たり	141
児童心理治療施設	1人当たり	162
児童自立支援施設	1人当たり	203
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	91
婦人保護施設	1世帯当たり	191
児童自立生活援助事業所	1人当たり	316

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	174
助産施設	1人当たり	292
乳児院	1人当たり	162
母子生活支援施設	1世帯当たり	601
児童養護施設	1人当たり	251
児童心理治療施設	1人当たり	303
児童自立支援施設	1人当たり	357
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	172
婦人保護施設	1世帯当たり	347
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,308

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数数表

	標準
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	31,070

■地域交流スペース 交付基礎点数数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	12,040	16,050
初度設備相当加算	656	1,711

■特殊附帯工事 交付基礎点数数表

	標準
児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	7,720

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数数表

	標準
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	30,170

■地域交流スペース 交付基礎点数数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	11,690	15,590
初度設備相当加算	637	1,662

■特殊附帯工事 交付基礎点数数表

	標準
児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	7,500

交付基礎点数表

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備
(児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業)

乳	児童	施設	単位	交付基礎点数
児童	初度設備相当加算	院	1人当たり	2.600
	小規模グループケア整備加算		1人当たり	67
			1グループケア当たり	2,520
児童	初度設備相当加算	院	1人当たり	3.970
	小規模グループケア整備加算		1人当たり	67
			1グループケア当たり	6,130
児童	初度設備相当加算	施設	1人当たり	4.670
	小規模グループケア整備加算		1人当たり	67
			1グループケア当たり	5,660
児童	自立支援施設	施設	1人当たり	5,560
	初度設備相当加算		1人当たり	67
	小規模グループケア整備加算		1グループケア当たり	6,540

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施整備交付金」における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

交付基礎点数表

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備
(児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業)

乳	児童	施設	単位	A地域	B地域	C地域	D地域
児童	初度設備相当加算	院	1人当たり	2,530	2,410	2,290	2,170
	小規模グループケア整備加算		1人当たり	66			
			1グループケア当たり	2,450	2,340	2,220	2,100
児童	初度設備相当加算	施設	1人当たり	3,860	3,670	3,490	3,310
	小規模グループケア整備加算		1人当たり	66			
			1グループケア当たり	5,960	5,680	5,390	5,110
児童	自立支援施設	施設	1人当たり	4,540	4,330	4,110	3,890
	初度設備相当加算		1人当たり	66			
	小規模グループケア整備加算		1グループケア当たり	5,500	5,240	4,980	4,710
児童	初度設備相当加算	施設	1人当たり	5,400	5,150	4,890	4,630
	小規模グループケア整備加算		1人当たり	66			
			1グループケア当たり	6,350	6,050	5,740	5,440

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施整備交付金」における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて(雇児発第0612006号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

交付基礎点数表

児童養護施設等における自立生活支援室(ステップルーム)の整備

	単位	交付基礎点数
児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、婦人保護施設(単身用を整備する場合に限る。)	1室当たり	5,040
初度設備相当加算	1室当たり	69
母子生活支援施設、婦人保護施設(世帯用を整備する場合に限る。)	1室当たり	9,450
初度設備相当加算	1室当たり	69

(注) 初度設備相当加算は、交付基礎点数の範囲内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。

交付基礎点数表

児童養護施設等における自立生活支援室(ステップルーム)の整備

	A地域	B地域	C地域	D地域
単位	青森県・岩手県・福島県・東京府・宮城県・山梨県・長野県・新潟県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・千葉県・新潟県・群馬県・栃木県・山梨県・石川県・岐阜県・静岡県・長野県・富山県・福井県・山梨県・三重県・奈良県・和歌山県・徳島県・高知県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県・山梨県・山梨県・山梨県・山梨県・山梨県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児童自立生活援助事業所、婦人保護施設(単身用を整備する場合に限る。)	4,900	4,670	4,430	4,200
初度設備相当加算		67		
母子生活支援施設、婦人保護施設(世帯用を整備する場合に限る。)	9,180	8,740	8,310	7,870
初度設備相当加算		67		

(注) 初度設備相当加算は、交付基礎点数の範囲内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。

別表7

交付基礎点数表

児童自立生活援助事業所の整備

児童自立生活援助事業所	単位	交付基礎点数
初度設備相当加算	1人当たり	5,190
	1人当たり	69

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策推進交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)

別表8

交付基礎点数表

市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

市区町村子ども家庭総合支援拠点	単位	交付基礎点数
初度設備相当加算	1拠点当たり	7,810

別表7

交付基礎点数表

児童自立生活援助事業所の整備

児童自立生活援助事業所	A地域				B地域				C地域				D地域			
	単位				単位				単位				単位			
初度設備相当加算	1人当たり															
	5,040				4,800				4,560				4,320			

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策推進交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)

別表8

交付基礎点数表

市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点	A地域				B地域				C地域				D地域			
	単位				単位				単位				単位			
児童等に対する必要な支援を行うための拠点	1拠点当たり															
	7,590				7,230				6,870				6,510			

交付基礎点数表

児童養護施設等の耐震化整備

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,850
助産施設本体	1人当たり	5,770
乳児院本体	1人当たり	4,740
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	14,470
児童養護施設本体	1人当たり	5,940
児童心理治療施設本体	1人当たり	7,670
通所部門整備加算	1人当たり	2,650
児童自立支援施設本体	1人当たり	8,400
通所部門整備加算	1人当たり	2,650
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	6,010
婦人保護施設本体	1世帯当たり	8,080

交付基礎点数表

児童養護施設等の耐震化整備

	単位	A地域	B地域	C地域	D地域
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,740	3,560	3,980	3,200
助産施設本体	1人当たり	5,610	5,340	5,080	4,810
乳児院本体	1人当たり	4,610	4,400	4,170	3,900
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	14,050	13,380	12,720	12,050
児童養護施設本体	1人当たり	5,770	5,490	5,220	4,940
児童心理治療施設本体	1人当たり	7,450	7,090	6,730	6,380
通所部門整備加算	1人当たり	2,580	2,450	2,330	2,210
児童自立支援施設本体	1人当たり	8,160	7,770	7,380	7,000
通所部門整備加算	1人当たり	2,580	2,450	2,330	2,210
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	5,840	5,560	5,280	5,010
婦人保護施設本体	1世帯当たり	7,950	7,480	7,100	6,720

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	173
助産施設	1人当たり	282
乳児院	1人当たり	165
母子生活支援施設	1世帯当たり	602
児童養護施設	1人当たり	252
児童心理治療施設	1人当たり	289
児童自立支援施設	1人当たり	362
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	165
婦人保護施設	1世帯当たり	347

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	310
助産施設	1人当たり	523
乳児院	1人当たり	289
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,089
児童養護施設	1人当たり	457
児童心理治療施設	1人当たり	543
児童自立支援施設	1人当たり	646
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	302
婦人保護施設	1世帯当たり	623

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	168
助産施設	1人当たり	274
乳児院	1人当たり	161
母子生活支援施設	1世帯当たり	585
児童養護施設	1人当たり	245
児童心理治療施設	1人当たり	281
児童自立支援施設	1人当たり	352
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	161
婦人保護施設	1世帯当たり	337

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	301
助産施設	1人当たり	508
乳児院	1人当たり	281
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,058
児童養護施設	1人当たり	444
児童心理治療施設	1人当たり	528
児童自立支援施設	1人当たり	628
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	294
婦人保護施設	1世帯当たり	605

第 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長
印

平成29年度(平成28年度からの繰越分)次世代育成支援対策施設整備交付金

(児童虐待防止対策等に係る分)の交付申請について

30

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|-----------|-------------|--------|
| 1 | 申請額 | 別紙のとおり(別紙1) | 様式1-2) |
| 2 | 整備計画概要 | 別紙のとおり(別紙1) | 様式1-2) |
| 3 | 防犯対策強化計画書 | 別紙のとおり(別紙1) | 様式1-3) |
| 4 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり(別紙1) | 様式1-5) |

(添付書類)

- 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
(見込書)抄本

第 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長
印

平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金

(児童虐待防止対策等に係る分)の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|-----------|-------------|--------|
| 1 | 申請額 | 別紙のとおり(別紙1) | 様式1-2) |
| 2 | 整備計画概要 | 別紙のとおり(別紙1) | 様式1-2) |
| 3 | 防犯対策強化計画書 | 別紙のとおり(別紙1) | 様式1-3) |
| 4 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり(別紙1) | 様式1-5) |

(添付書類)

- 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
(見込書)抄本

別紙1
様式 1-4 児童入所等施設（婦人刑務所一時保護施設、婦人保護施設を含む）を整備する場合

設置計画・市区町村名： _____ 部 _____
 部（局）課名： _____
 担当者： _____

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

施設種別	平成 年度			平成 年度			平成 年度		
	定員 (暫定)	A	B	定員 (暫定)	A	B	定員 (暫定)	A	B
乳児院 (※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
母子生活支援施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童養護施設 (※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童福祉施設 (※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童自立支援施設 (※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人刑務所一時保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 定員 (暫定)、現員、入所率については、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 児童委託率 (1の表中 (※1) の施設の数値を行う場合) (単位: %)

平成 年度	平成 年度	平成 年度
()	()	()

【児童委託率算出方法】
 児童委託率 (%) = (児童委託施設数 / 児童養護施設入所児童数 + 乳児院入所児童数 + 児童委託児童数) × 100
 ※ 児童委託率の算出対象となる施設は、3月末現在の児童委託施設数に基づき、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

人口 (人) (※1)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	備考
児童数 (人) (※1)	()	()	()	
虐待相談件数 (件) (※2)	()	()	()	
虐待相談件数 (件) (※2)	()	()	()	
母子家庭世帯数 (世帯) (※3)	()	()	()	

(注) 通算3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月とする。また、備考欄に調査時点 (月日) を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、現員を記入すること。

※3 婦人刑務所一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

別紙1
様式 1-5

設置計画・市区町村名 _____

児童主体施設

設置主体施設	設置種別	設置者の児童養護費の寄附金その他の支出	総事業費 (予定) 額の収入額等	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	BM	BN	BO	BP	BQ	BR	BS	BT	BU	BV	BW	BX	BY	BZ	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT	CU	CV	CW	CX	CY	CZ	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH	DI	DJ	DK	DL	DM	DN	DO	DP	DQ	DR	DS	DT	DU	DV	DW	DX	DY	DZ	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH	EI	EJ	EK	EL	EM	EN	EO	EP	EQ	ER	ES	ET	EU	EV	EW	EX	EY	EZ	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH	FI	FJ	FK	FL	FM	FN	FO	FP	FQ	FR	FS	FT	FU	FV	FW	FX	FY	FZ	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	GM	GN	GO	GP	GQ	GR	GS	GT	GU	GV	GW	GX	GY	GZ	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH	HI	HJ	HK	HL	HM	HN	HO	HP	HQ	HR	HS	HT	HU	HV	HW	HX	HY	HZ	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH	II	IJ	IK	IL	IM	IN	IO	IP	IQ	IR	IS	IT	IU	IV	IW	IX	IY	IZ	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH	JI	JJ	JK	JL	JM	JN	JO	JP	JQ	JR	JS	JT	JU	JV	JW	JX	JY	JZ	KA	KB	KC	KD	KE	KF	KG	KH	KI	KJ	KL	KM	KN	KO	KP	KQ	KR	KS	KT	KU	KV	KW	KX	KY	KZ	LA	LB	LC	LD	LE	LF	LG	LH	LI	LJ	LK	LL	LM	LN	LO	LP	LQ	LR	LS	LT	LU	LV	LW	LX	LY	LZ	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH	MI	MJ	MK	ML	MN	MO	MP	MQ	MR	MS	MT	MU	MV	MW	MX	MY	MZ	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH	NI	NJ	NK	NL	NM	NN	NO	NP	NQ	NR	NS	NT	NU	NV	NW	NX	NY	NZ	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH	OI	OJ	OK	OL	OM	ON	OO	OP	OQ	OR	OS	OT	OU	OV	OW	OX	OY	OZ	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH	PI	PJ	PK	PL	PM	PN	PO	PP	PQ	PR	PS	PT	PU	PV	PW	PX	PY	PZ	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH	QI	QJ	QK	QL	QM	QN	QO	QP	QQ	QR	QS	QT	QU	QV	QW	QX	QY	QZ	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH	RI	RJ	RK	RL	RM	RN	RO	RP	RQ	RR	RS	RT	RU	RV	RW	RX	RY	RZ	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH	SI	SJ	SK	SL	SM	SN	SO	SP	SQ	SR	SS	ST	SU	SV	SW	SX	SY	SZ	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH	TI	TJ	TK	TL	TM	TN	TO	TP	TQ	TR	TS	TT	TU	TV	TW	TX	TY	TZ	UA	UB	UC	UD	UE	UF	UG	UH	UI	UJ	UK	UL	UM	UN	UO	UP	UQ	UR	US	UT	UU	UV	UW	UX	UY	UZ	VA	VB	VC	VD	VE	VF	VG	VH	VI	VJ	VK	VL	VM	VN	VO	VP	VQ	VR	VS	VT	VU	VV	VW	VX	VY	VZ	WA	WB	WC	WD	WE	WF	WG	WH	WI	WJ	WK	WL	WM	WN	WO	WP	WQ	WR	WS	WT	WU	WV	WW	WX	WY	WZ	XA	XB	XC	XD	XE	XF	XG	XH	XI	XJ	XK	XL	XM	XN	XO	XP	XQ	XR	XS	XT	XU	XV	XW	XX	XY	XZ	YA	YB	YC	YD	YE	YF	YG	YH	YI	YJ	YK	YL	YM	YN	YO	YP	YQ	YR	YS	YT	YU	YV	YW	YX	YZ	ZA	ZB	ZC	ZD	ZE	ZF	ZG	ZH	ZI	ZJ	ZK	ZL	ZM	ZN	ZO	ZP	ZQ	ZR	ZS	ZT	ZU	ZV	ZW	ZX	ZY	ZZ

別紙 2
様式 1-1

番 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長

印

別紙 2
様式 1-1

番 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長

平成29年度(平成28年度からの繰越分)次世代育成支援対策施設整備交付金

34

(児童虐待防止対策等に係る分)の実績報告について

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成29年度(平成28年度からの繰越分)次世代育成支援対策施設整備交付金(児童虐待防止対策等に係る分)に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | | | |
|---|---------------------------------|----------|------|--------|
| 1 | 精 算 額 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-2) |
| 2 | 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-2) |
| 3 | 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-3) |
| 4 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-4) |
| 5 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-5) |
| 6 | 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書 | (見込書) 抄本 | | |

平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金

(児童虐待防止対策等に係る分)の実績報告について

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金(児童虐待防止対策等に係る分)に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | | | |
|---|---------------------------------|----------|------|--------|
| 1 | 精 算 額 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-2) |
| 2 | 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-2) |
| 3 | 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-3) |
| 4 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-4) |
| 5 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり | (別紙2 | 様式1-5) |
| 6 | 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書 | (見込書) 抄本 | | |

平成29年度(平成28年度からの繰越分)次世代育成支援対策施設整備交付金
(児童虐待防止対策等に係る分)による施設の工事着工報告書

(都道府県・市区町村名)

施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類															
			年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月				
建物の構造及び面積	構造	_____造																
	建築面積	_____㎡																
	延面積	_____㎡																
工事費合計																		
完成予定年月日																		
出 来 高	金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	%		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金
(児童虐待防止対策等に係る分)による施設の工事着工報告書

(都道府県・市区町村名)

施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類															
			年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月				
建物の構造及び面積	構造	_____造																
	建築面積	_____㎡																
	延面積	_____㎡																
工事費合計																		
完成予定年月日																		
出 来 高	金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	%		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

平成29年度(平成28年度からの繰越分) 次世代育成支援対策施設整備交付金
(児童虐待防止対策等に係る分) による施設の工事進捗状況報告

施設種類		(都道府県・市区町村名)						
施設名	設置主体	創設、拡張等の別	交付金額 A 円	12月末日の出来高 B %	3月末日までの出来高見込 C %	繰越見込高 D(100-C) %	繰越見込額 E(A×D) 円	備考
合 計								

平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金
(児童虐待防止対策等に係る分) による施設の工事進捗状況報告

施設種類		(都道府県・市区町村名)						
施設名	設置主体	創設、拡張等の別	交付金額 A 円	12月末日の出来高 B %	3月末日までの出来高見込 C %	繰越見込高 D(100-C) %	繰越見込額 E(A×D) 円	備考
合 計								

番 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村の長

平成29年度(平成28年度からの繰越分)次世代育成支援対策施設整備交付金
(児童虐待防止対策等に係る分)の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

番 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村の長

平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金
(児童虐待防止対策等に係る分)の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

号
日
月
年
番

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成29年度(平成28年度からの繰越分)次世代育成支援対策施設整備交付金(児童虐待防止対策等に係る分)に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金等返還相当額)

金 _____ 円

- 4 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

号
日
月
年
番

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成28年度次世代育成支援対策施設整備交付金(児童虐待防止対策等に係る分)に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金等返還相当額)

金 _____ 円

- 4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

改 正 後		現 行	
別紙	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	別紙	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱
(通則)		(通則)	
1 (略)		1 (略)	
(交付の目的)		(交付の目的)	
2 (略)		2 (略)	
(交付の対象)		(交付の対象)	
3 (略)		3 (略)	
(定 義)		(定 義)	
4 (略)		4 (略)	
区 分	大 分 類	大 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 7 条に基 づく児童福祉施設 (児童厚生施設に ついては、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発 児第 1 2 3 号厚生 事務次官通知の別 紙「児童館の設置運 営要綱」の第 2 から 第 4 に定める小型 児童館、児童センタ ー(大型児童センタ	児童福祉施設	児童福祉施設	第一種助産施設 第二種助産施設
	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援セン ター	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治 療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援セン ター	

<p>一を含む。)及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。)、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育施設、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のため</p>	<p>一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 利用者支援事業所 子育て支援のため の拠点施設 <u>市区町村子ども家庭総合支援拠点</u></p>			
<p>一を含む。)及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。)、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育施設、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のため</p>	<p>一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 利用者支援事業所 子育て支援のため の拠点施設 <u>市区町村子ども家庭総合支援拠点</u></p>			

<p>く子育て支援のため の拠点施設及び 平成※年※月※日 雇児発第※号厚生 労働省雇用均等・児 童家庭局長通知「市 区町村子ども家庭 総合支援拠点の整 備について」に基づ く拠点</p>	<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(3) 上記以外の施設 であって、当該施設 について国が当該 施設の設置及び運 営についての基準</p>
	<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>く子育て支援のため の拠点施設</p>	<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>応急仮設施設</p>
	<p>(3) 平成20年6月 12日雇児発第 0612006号厚生労働 省雇用均等・児童 家庭局長通知「児童 福祉施設等におけ る応急仮設施設整 備の交付金の取扱 いについて」に基づ く応急仮設施設</p>						

--	--	--	--

(注) 児童福祉法第6条の3第6項に基づき地域子育て支援拠点事業所とは、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」の4の②のエに定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の③のエに定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	(略)	(略)
修理	(略)	(略)
改造	(略)	(略)
拡張	(略)	(略)
整備	スプリングラ ー設備等整備	(略)
	老朽民間児童 福祉施設整備	(略)
	応急仮設施設 整備	(略)

を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの			
--------------------------------	--	--	--

(注) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。)に基づき地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	(略)	(略)
修理	(略)	(略)
改造	(略)	(略)
拡張	(略)	(略)
整備	スプリングラ ー設備等整備	(略)
	老朽民間児童 福祉施設整備	(略)
	(削除)	(削除)

(略)	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備 <u>(新規)</u>
-----	--

(略)	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備 <u>防犯対策強化に係る整備</u> 平成※年※月※日雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「 <u>児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について</u> 」により整備をすること。
-----	--

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア (略)	(略)	(略)
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市 <u>(特別区を含む。)</u>

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア (略)	(略)	(略)
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市

ウ～ク (略)	(略)	ウ～ク (略)	(略)	(新規)
ウ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(新規)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) (削除)	(削除)	平成20年6月12日雇児発第0612006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設等における応急仮設施設整備の交付金の取扱いについて」	本表中の施設の種別ごとに定められている設置者	
(3) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	(略)	(略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種別ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種別	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設		
ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	(略)	(略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種別ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種別	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設		
ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支	(略)	(略)

にに限る。)	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定 都市、中核市若しく は市(特別区を 含む。)	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定 都市、中核市若しく は市
イ 児童相談所一時保護 施設				
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者(以下「社会福祉法人等」という。)が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業(6)に掲げる事業を除く。)

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く。)、公益社団法人又は公益財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	
ウ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
エ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	
オ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	

にに限る。)	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定 都市、中核市若しく は市(特別区を 含む。)	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定 都市、中核市若しく は市
イ 児童相談所一時保護 施設				
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者(以下「社会福祉法人等」という。)が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業(6)に掲げる事業を除く。)

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く。)、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	
ウ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
エ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	
オ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	

(2)	(略)	(略)	(略)
(3)	応急仮設施設	平成20年6月12日雇児発第0612006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設等における応急仮設施設整備の交付金の取扱いについて」	本表中の施設の種別ごとに定められている設置者
(4)	その他の施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(2)	(略)	(略)	(略)
(3)	(削除)	(削除)	(削除)
(3)	その他の施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所^①、児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所^②、児童福祉法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所^③、児童福祉法第6条の3第6項、利用者支援事業所^④、児童福祉法第59条第1号に基づき市町村が認めた事業を実施する法人をいう。

(6) 次の表の①欄に定める施設の種別ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種別	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く。)、公

①施設の種別	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く。)、公

施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。)	益団法人又は公益財団法人	施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に限る。)	益団法人又は公益財団法人
(2) 婦人保護施設	売春防止法第36条	(2) 婦人保護施設	売春防止法第36条

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用

(5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

51 8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(4)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(4)の各々の額を比

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1(児童厚生施設については3分の1)を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額とを

<p>較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(5)及び(6)の額と、(イ)により算出した6の(5)及び(6)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。</p> <p>ただし、対象施設(児童厚生施設を除く。)が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」及び「母子生活支援施設」の整備事業</p>	<p>比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1(児童厚生施設については3分の1)を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) (ア)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。</p> <p>ただし、対象施設(児童厚生施設を除く。)が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」及び「母子生活支援施設」の整備事業</p>
---	--

<p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(4)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(4)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(5)及び(6)の額と、(イ)により算出した6の(5)及び(6)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を、交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」及び「児童心理治療施設」の整備事業</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p>	<p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2(助産施設、母子生活支援施設については4分の3)を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2(助産施設、母子生活支援施設については4分の3)を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) (ア)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」及び「情緒障害児短期治療施設」の整備事業</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p>
---	--

<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(4)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(4)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(5)及び(6)の額と、(イ)により算出した6の(5)及び(6)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を、交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」の整備事業</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) (ア)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」の整備事業</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) (略)</p>
--	--

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(4)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(4)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(5)及び(6)の額と、(イ)により算出した6の(5)及び(6)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を、交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) (略)

1 区 分	2 対象施設の種類
(略)	(略)
(略)	乳 児 院 児童心理治療施設
(略)	乳 児 院 児童心理治療施設
(略)	児童福祉施設等（児童家庭 支援センター、職員養成施 設、その他施設を除く。）

(交付金の概算払)

10 (略)

56

(交付の条件)

11 (略)

(1) (略)

(2) ア (略)

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならぬ。

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

(3) (略)

1 区 分	2 対象施設の種類
(略)	(略)
(略)	乳 児 院 情緒障害児短期治療施設
(略)	乳 児 院 情緒障害児短期治療施設
(略)	児童福祉施設等（児童家庭 支援センター、職員養成施 設、 <u>応急仮設施設</u> 、その他 施設を除く。）

(交付金の概算払)

10 (略)

(交付の条件)

11 (略)

(1) (略)

(2) ア (略)

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならぬ。

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式に準じて速やかに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、

<p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金にかかる仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならぬ。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (変更申請手続)</p> <p>13 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>14 (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>15 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>16 (略)</p> <p>(交付金の返還)</p> <p>17 (略)</p>	<p>一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に納付させることがある。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>12 (略)</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>13 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>14 (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>15 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>16 (略)</p> <p>(交付金の返還)</p> <p>17 (略)</p> <p>(その他)</p>
<p>57</p>	

(その他)
18 (略)

18 (略)

		<p>う場合には1施設当たり4 1,430点数を基準とする。 (対象施設) 婦人保護施設、児童養護施 設、児童心理治療施設、児 童自立支援施設</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 1拠点当たり交付基礎点 数を適用する場合 別表2に掲げる1拠点あ たり交付基礎点数を標 準とする。</p>				<p>(対象施設) 婦人保護施設、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童 自立支援施設</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (新規)</p>	
特殊附 帯工事 費	(略)	(略)	(略)	(略)	特殊附帯 工事費	(略)	(略)
解体撤 去工事 費及び 仮設施 設整備 工事費	(略)	(略)	(略)	(略)	解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工 事費	(略)	(略)
(注) (略)							

別表1-2

算定基準

(別表1-1、別表1-3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	(略)	(略)	別表1-4の <u>通り</u>
	スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	(略)	(略)	
	仮設施設整備工事費	(略)	(略)	

(注) (略)

別表1-2

算定基準

(別表1-1、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	(略)	(略)
	スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	(1) 公的機関(都道府県又は市町村の <u>建築課等</u>)の見積り (2) <u>工事請負業者の見積</u>	(略)
	仮設施設整備工事費	(略)	(略)

(注) (略)

算 定 基 準

(防犯対策強化整備事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工 事費	児童養護施設等における防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。 ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000(児童厚生施設については3,000)で除した点数を基準とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築担当課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象と	防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交	別表1-4の通り

(新規)

	<p>付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分擔金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	
<p>しない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p> <p>（1）公的機関（都道府県又は市町村の建築担当課等）の見積り</p> <p>（2）工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>		

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備
事業の国、都道府県、市区町村、設置主体の負担割合

(新規)

施設の設置主体が都道府県等の場合

区分	国	都道府県	市区町村
児童厚生施設（市区町村が設置する場合）	1 / 3	1 / 3	1 / 3
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1 / 3	2 / 3	—
児童厚生施設以外（市区町村が設置する場合）	1 / 2	1 / 4	1 / 4
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1 / 2	1 / 2	—

64

施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市区町村	設置主体
児童厚生施設 （市区町村が設置主体に補助する場合）	1 / 3	—	1 / 3	1 / 3
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1 / 3	1 / 3	—	1 / 3
児童厚生施設以外 （市区町村が設置主体に補助する場合）	1 / 2	—	1 / 4	1 / 4
児童厚生施設以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1 / 2	1 / 4	—	1 / 4

別表 2

交付基礎点数表

児童相談所一時保護施設本体	単位	交付基礎点数
親子生活訓練室整備加算	1人当たり	2,640
初度設備相当加算	1世帯当たり	3,030
初度設備相当加算	1人当たり	51
初度設備相当加算	1人当たり	3,070
初度設備相当加算	1人当たり	338
初度設備相当加算	1人当たり	1,940
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	51
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,890
心理療法定室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て支援支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	540
初度設備相当加算	1人当たり	44
年齢別長居を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	470
病児・病後児保育事業のための居室等を整備する場	1人当たり	670
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
初度設備相当加算	1世帯当たり	7,010
初度設備相当加算	1世帯当たり	51
心理療法定室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て支援支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,860
初度設備相当加算	1世帯当たり	44
病児・病後児保育事業のための居室等を整備する場	1人当たり	670
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	990
初度設備相当加算	1人当たり	14
児童厚生施設本体		
小規模児童厚生室(2176㎡以上)	1施設当たり	12,872
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室整備加算	1施設当たり	2,728
初度設備相当加算	1施設当たり	989
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室整備加算	1施設当たり	2,728
児童厚生室(3386㎡以上)	1施設当たり	19,391
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室整備加算	1施設当たり	2,728
大規模児童厚生室(400㎡以上)	1施設当たり	25,871
初度設備相当加算	1施設当たり	1,844
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,521

児童相談所一時保護施設本体	単位	交付基礎点数			
		A地区	B地区	C地区	D地区
親子生活訓練室整備加算	1人当たり	2,470	2,390	2,240	2,120
初度設備相当加算	1世帯当たり	2,490	2,410	2,160	2,040
初度設備相当加算	1人当たり	50			
初度設備相当加算	1人当たり	2,990	2,850	2,700	2,560
初度設備相当加算	1人当たり		329		
初度設備相当加算	1人当たり	1,890	1,800	1,710	1,620
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり		50		
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり		24		
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,840	1,790	1,660	1,580
心理療法定室整備加算	1施設当たり	15,240	14,950	13,820	13,090
子育て支援支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	530	510	480	450
初度設備相当加算	1人当たり		43		
年齢別長居を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	460	430	410	390
病児・病後児保育事業のための居室等を整備する場	1人当たり	660	630	600	570
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,930	2,810	2,660	2,520
初度設備相当加算	1世帯当たり	6,810	6,490	6,190	5,840
初度設備相当加算	1世帯当たり		50		
心理療法定室整備加算	1施設当たり	13,240	14,590	13,820	13,090
子育て支援支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,150	3,070	3,390	3,210
初度設備相当加算	1世帯当たり		43		
病児・病後児保育事業のための居室等を整備する場	1人当たり	660	630	600	570
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	940	930	950	900
初度設備相当加算	1人当たり		14		
児童厚生施設本体					
小規模児童厚生室(2176㎡以上)	1施設当たり		12,488		
初度設備相当加算	1施設当たり		990		
放課後児童クラブ室整備加算	1施設当たり		2,649		
初度設備相当加算	1施設当たり		957		
初度設備相当加算	1施設当たり		990		
放課後児童クラブ室整備加算	1施設当たり		2,649		
児童厚生室(3386㎡以上)	1施設当たり		18,827		
初度設備相当加算	1施設当たり		990		
放課後児童クラブ室整備加算	1施設当たり		2,649		
大規模児童厚生室(400㎡以上)	1施設当たり		25,118		
初度設備相当加算	1施設当たり		1,791		
移動型児童館用車両	1施設当たり		1,477		

児童養護施設施設本体	2,820	1人当たり	
初年度設備相当加算	51	1人当たり	
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	4,600	1グループケア当たり	
心理療育支援整備加算	15,230	1施設当たり	
子育て支援支援事業のための施設整備加算	1,060	1人当たり	
初年度設備相当加算	44	1人当たり	
児童・病児保育事業のための関係費等を要する者	620	1人当たり	
乳児を養育し入れるための正ふくまひ児童福祉施設整備加算	100	1人当たり	
親子生活訓練室整備加算	3,030	1世帯当たり	
児童心理法感施設生法	3,610	1人当たり	
初年度設備相当加算	51	1人当たり	
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	4,260	1グループケア当たり	
心理療育支援整備加算	24,170	1施設当たり	
親子生活訓練室整備加算	3,630	1世帯当たり	
通所部門整備加算	1,420	1人当たり	
初年度設備相当加算	42	1人当たり	
児童自立支援施設施設本体	4,120	1人当たり	
初年度設備相当加算	51	1人当たり	
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	4,900	1グループケア当たり	
心理療育支援整備加算	15,230	1施設当たり	
親子生活訓練室整備加算	3,630	1世帯当たり	
通所部門整備加算	1,420	1人当たり	
初年度設備相当加算	42	1人当たり	
児童家庭支援センター本体	9,590	1施設当たり	
職員養成施設施設本体	1,630	1人当たり	
初年度設備相当加算	51	1人当たり	
規模住居型児童養育事業所	4,220	1人当たり	
初年度設備相当加算	51	1人当たり	
児童自立生活援助事業所	3,850	1人当たり	
初年度設備相当加算	51	1人当たり	
子育て支援のための拠点施設本体	2,810	1施設当たり	
地域子育て支援拠点事業所	2,810	1施設当たり	
利用子育て支援事業所	2,810	1施設当たり	
児童相談所一時保護施設	2,810	1世帯当たり	
初年度設備相当加算	2,540	1世帯当たり	
心理療育支援整備加算	51	1施設当たり	
保育室整備加算	15,230	1施設当たり	
学習室整備加算	620	1人当たり	
学習室整備加算	620	1人当たり	
初年度設備相当加算	3,800	1世帯当たり	
初年度設備相当加算	51	1世帯当たり	
心理療育支援整備加算	15,230	1施設当たり	

(注) 1 児童養護施設別措置費(昭和47年法律第73号「児童福祉法」第73条第2項の規定に基づき指定された特別児童養護施設に所在する場合(児童厚生施設を除く。))は、上記交付金
2 児童養護施設に所在する初年度設備相当加算は、交付基準額の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
3 一部改築及び増築に係る初年度設備相当加算は、交付基準額の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
4 児童相談所一時保護施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合は、母子生活支援施設を認める場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
5 A型児童相談所小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合は、児童相談所を設置する場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
6 児童相談所一時保護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合は、児童相談所を設置する場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
7 児童相談所一時保護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合は、児童相談所を設置する場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
8 児童相談所一時保護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合は、児童相談所を設置する場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
9 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

児童養護施設施設本体	2,820	1人当たり	
初年度設備相当加算	51	1人当たり	
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	4,620	1グループケア当たり	
心理療育支援整備加算	15,230	1施設当たり	
子育て支援支援事業のための施設整備加算	1,060	1人当たり	
初年度設備相当加算	43	1人当たり	
児童・病児保育事業のための関係費等を要する者	600	1人当たり	
乳児を養育し入れるための正ふくまひ児童福祉施設整備加算	100	1人当たり	
親子生活訓練室整備加算	2,950	1世帯当たり	
児童心理法感施設生法	3,410	1人当たり	
初年度設備相当加算	50	1人当たり	
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	4,120	1グループケア当たり	
心理療育支援整備加算	23,420	1施設当たり	
親子生活訓練室整備加算	2,950	1世帯当たり	
通所部門整備加算	1,420	1人当たり	
初年度設備相当加算	41	1人当たり	
児童自立支援施設施設本体	4,050	1人当たり	
初年度設備相当加算	50	1人当たり	
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	4,700	1グループケア当たり	
心理療育支援整備加算	15,230	1施設当たり	
親子生活訓練室整備加算	2,950	1世帯当たり	
通所部門整備加算	1,420	1人当たり	
初年度設備相当加算	41	1人当たり	
児童家庭支援センター本体	9,250	1施設当たり	
職員養成施設施設本体	1,590	1人当たり	
初年度設備相当加算	50	1人当たり	
規模住居型児童養育事業所	4,100	1人当たり	
初年度設備相当加算	3,740	1人当たり	
児童自立生活援助事業所	3,600	1人当たり	
初年度設備相当加算	50	1人当たり	
子育て支援のための拠点施設本体	2,590	1施設当たり	
地域子育て支援拠点事業所	2,590	1施設当たり	
利用子育て支援事業所	2,590	1施設当たり	
児童相談所一時保護施設	2,470	1世帯当たり	
初年度設備相当加算	14,550	1施設当たり	
心理療育支援整備加算	600	1人当たり	
保育室整備加算	600	1人当たり	
学習室整備加算	600	1人当たり	
学習室整備加算	3,850	1世帯当たり	
初年度設備相当加算	50	1世帯当たり	
心理療育支援整備加算	14,550	1施設当たり	

(注) 1 児童養護施設別措置費(昭和47年法律第73号「児童福祉法」第73条第2項の規定に基づき指定された特別児童養護施設に所在する場合(児童厚生施設を除く。))は、児童厚生施設を要
2 児童養護施設に所在する初年度設備相当加算は、交付基準額の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
3 一部改築及び増築に係る初年度設備相当加算は、交付基準額の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
4 児童相談所一時保護施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合は、母子生活支援施設を認める場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
5 A型児童相談所小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合は、児童相談所を設置する場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
6 児童相談所一時保護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合は、児童相談所を設置する場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
7 児童相談所一時保護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合は、児童相談所を設置する場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
8 児童相談所一時保護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合は、児童相談所を設置する場合は、児童養護施設で一時保護事業を実施する場合は、児童
9 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■交付基礎点数表(沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖繩振興計画に基づく事業として行う場合)

助産施設本体	単位	交付基礎点数(沖繩県)
初産施設	1人当たり	4,620
初産施設相当加算	1人当たり	525
産院	1人当たり	2,600
初産施設相当加算(30人以下)	1人当たり	72
初産施設相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,530
心理療法定室整備加算	1施設当たり	20,980
子育て短期支援事業のための居室等整備	1人当たり	730
初産施設相当加算	1人当たり	62
年齢延長児を受け入れるための居室等整備	1人当たり	620
病児・病後児保育事業のための保育室等整備	1人当たり	900
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,040
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,520
初産施設相当加算	1世帯当たり	80
心理療法定室整備加算	1施設当たり	23,600
子育て短期支援事業のための居室等整備	1世帯当たり	5,790
初産施設相当加算	1世帯当たり	71
病児・病後児保育事業のための保育室等整備	1人当たり	1,010
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,450
初産施設相当加算	1人当たり	22

- (注) 1 改築整備に係る初産施設相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施整備交付金」における一部改築及び拡張に係る交付金の取扱いについて(「雇児発第0812005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」によるものとする。(小数点以下四捨五入))
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初産施設相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「雇児発第0717第17日雇児発0717第12号通知」に基づき、病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖繩振興計画に基づく事業として行う場合)

助産施設本体	単位	沖繩県
初産施設	1人当たり	4,490
初産施設相当加算	1人当たり	510
産院	1人当たり	2,530
初産施設相当加算(30人以下)	1人当たり	70
初産施設相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,460
心理療法定室整備加算	1施設当たり	20,370
子育て短期支援事業のための居室等整備	1人当たり	710
初産施設相当加算	1人当たり	61
年齢延長児を受け入れるための居室等整備	1人当たり	610
病児・病後児保育事業のための保育室等整備	1人当たり	880
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,930
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,220
初産施設相当加算	1世帯当たり	78
心理療法定室整備加算	1施設当たり	22,920
子育て短期支援事業のための居室等整備	1世帯当たり	5,630
初産施設相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等整備	1人当たり	990
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,410
初産施設相当加算	1人当たり	22

- (注) 1 改築整備に係る初産施設相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施整備交付金」における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて(「雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」によるものとする。(小数点以下四捨五入))
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初産施設相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「雇児発第060901号通知」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設)の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

交付基礎点数	
単位	
乳児院 本体	2,630
初度設備相当加算(30人以下)	69
初度設備相当加算(30人を超える部分)	33
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	2,560
心理療法定室整備加算	21,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	740
初度設備相当加算	60
年齢延長を受け入れるための居室等整備加算	630
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	920
親子生活活動練習室整備加算	4,100
児童心理治療施設 本体	4,740
初度設備相当加算	69
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	5,740
心理療法定室整備加算	32,710
親子生活活動練習室整備加算	4,100
通所部門整備加算	1,990
初度設備相当加算	57

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く)は、上記交付基礎点数額に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨)
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策推進法(交付金)における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨)
 4 上病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合については、「病児保育事業の取扱いについて(平成27年7月17日雇児第0717第12号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業の取扱いに準じて対応型を要する場合は、当該保育室等を整備する場合に限る。
 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設)の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

単位	A地域			B地域			C地域			D地域		
	乳児院	児童心理治療施設	児童心理治療施設									
乳児院 本体	2,560	2,440	2,320	2,560	2,440	2,320	2,560	2,440	2,320	2,560	2,440	2,320
初度設備相当加算(30人以下)	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
初度設備相当加算(30人を超える部分)	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	2,490	2,370	2,250	2,490	2,370	2,250	2,490	2,370	2,250	2,490	2,370	2,250
心理療法定室整備加算	20,670	19,680	18,700	20,670	19,680	18,700	20,670	19,680	18,700	20,670	19,680	18,700
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	720	690	650	720	690	650	720	690	650	720	690	650
年齢延長を受け入れるための居室等整備加算	620	590	560	620	590	560	620	590	560	620	590	560
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	900	850	810	900	850	810	900	850	810	900	850	810
親子生活活動練習室整備加算	3,990	3,800	3,610	3,990	3,800	3,610	3,990	3,800	3,610	3,990	3,800	3,610
初度設備相当加算	4,610	4,300	4,170	4,610	4,300	4,170	4,610	4,300	4,170	4,610	4,300	4,170
児童心理治療施設 本体	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
初度設備相当加算	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
小規模ケア・ルーム・ケア整備加算	5,580	5,320	5,050	5,580	5,320	5,050	5,580	5,320	5,050	5,580	5,320	5,050
心理療法定室整備加算	31,760	30,250	28,740	31,760	30,250	28,740	31,760	30,250	28,740	31,760	30,250	28,740
親子生活活動練習室整備加算	3,990	3,800	3,610	3,990	3,800	3,610	3,990	3,800	3,610	3,990	3,800	3,610
通所部門整備加算	1,940	1,850	1,760	1,940	1,850	1,760	1,940	1,850	1,760	1,940	1,850	1,760
初度設備相当加算	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く)は、上記交付基礎点数額に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨)
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策推進法(交付金)における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨)
 4 上病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合については、「病児保育事業の取扱いについて(平成20年6月18日雇児第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業の取扱いに準じて対応型を要する場合は、当該保育室等を整備する場合に限る。
 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

交付基礎点数表		単位	点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3.360	
	1世帯当たり	4.000	
助産所	1人当たり	67	
	1人当たり	4.060	
	1人当たり	447	
	1人当たり	2.570	
乳児	1人当たり	67	
	1人当たり	32	
	1クルーパーティ	2.500	
	1施設当たり	20.770	
	1人当たり	720	
	1人当たり	50	
	1人当たり	610	
	1人当たり	890	
	1人当たり	4.000	
	1世帯当たり	9.250	
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	67	
	1施設当たり	20.770	
	1施設当たり	5.090	
	1世帯当たり	50	
	1人当たり	890	
	1人当たり	1.270	
	1人当たり	18	
	児童厚生施設本体	1施設当たり	18.991
		1施設当たり	1.346
		1施設当たり	3.600
1施設当たり		13.014	
1施設当たり		1.346	
1施設当たり		3.600	
1施設当たり		25.597	
1施設当たり		1.346	
1施設当たり		3.600	
1施設当たり		34.150	
大型児童館	1施設当たり	2.454	
	1施設当たり	2.008	

■交付基礎点数表(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

交付基礎点数表		単位	点数	交付基礎点数表	単位	点数		
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3.270	3.110	児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2.800		
	1世帯当たり	3.890	3.700		1世帯当たり	3.520		
助産所	1人当たり	3.950	3.760	助産所	1人当たり	3.570		
	1人当たり	2.500	434		1人当たり	2.140		
	1人当たり	66	66		1人当たり	66		
	1人当たり	32	32		1人当たり	32		
乳児	1クルーパーティ	2.450	2.320	乳児	1クルーパーティ	2.200		
	1施設当たり	20.170	19.210		1施設当たり	18.240		
	1人当たり	700	670		1人当たり	640		
	1人当たり	58	58		1人当たり	58		
	1人当たり	600	590		1人当たり	590		
	1人当たり	870	830		1人当たり	790		
	1世帯当たり	3.890	3.700		1世帯当たり	3.520		
	1世帯当たり	8.990	8.690		1世帯当たり	8.130		
	1世帯当たり	56	56		1世帯当たり	56		
	1施設当たり	20.170	19.210		1施設当たり	18.240		
母子生活支援施設本体	1施設当たり	4.950	4.720	母子生活支援施設本体	1施設当たり	4.690		
	1世帯当たり	58	58		1世帯当たり	58		
	1人当たり	870	830		1人当たり	790		
	1人当たり	1.240	1.180		1人当たり	1.120		
	1人当たり	18	18		1人当たり	18		
	児童厚生施設本体	1施設当たり	16.497		16.497	児童厚生施設本体	1施設当たり	16.497
		1施設当たり	1.307		1.307		1施設当たり	1.307
		1施設当たり	3.493		3.493		1施設当たり	3.493
		1施設当たり	12.633		12.633		1施設当たり	12.633
		1施設当たり	1.307		1.307		1施設当たり	1.307
1施設当たり		3.496	3.496	1施設当たり	3.496			
1施設当たり		24.842	24.842	1施設当たり	24.842			
1施設当たり		1.307	1.307	1施設当たり	1.307			
1施設当たり		3.496	3.496	1施設当たり	3.496			
1施設当たり		33.156	33.156	1施設当たり	33.156			
大型児童館	1施設当たり	2.304	2.304	大型児童館	1施設当たり	2.304		
	1施設当たり	1.950	1.950		1施設当たり	1.950		

児童養護施設	施設	1人当たり	3,930
初年度設備相当加算	1人当たり	67	
小規模グループワーク整備加算	1グループワーク当たり	6,070	
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770	
子育て支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,460	
初年度設備相当加算	1人当たり	50	
病院・病院後援事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	800	
乳児を養育するための保育室又は養育室等を整備する場	1人当たり	240	
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000	
児童心理治療施設	1人当たり	4,630	
初年度設備相当加算	1人当たり	67	
小規模グループワーク整備加算	1グループワーク当たり	5,010	
心理療法室整備加算	1施設当たり	31,910	
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000	
通所部門整備加算	1人当たり	1,940	
初年度設備相当加算	1人当たり	50	
児童自立支援施設	1人当たり	5,510	
初年度設備相当加算	1人当たり	67	
小規模グループワーク整備加算	1グループワーク当たり	9,460	
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770	
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000	
通所部門整備加算	1人当たり	1,940	
初年度設備相当加算	1人当たり	50	
規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,580	
初年度設備相当加算	1人当たり	67	
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,080	
初年度設備相当加算	1人当たり	67	
子育て支援のための拠点施設	1施設当たり	10,320	
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,320	
利用者支援事業所	1施設当たり	10,320	
市民相談所一時保護施設	1施設当たり	10,320	
婦人相談所一時保護施設	1施設当たり	3,360	
心理療法室整備加算	1施設当たり	67	
保育室整備加算	1人当たり	800	
学習室整備加算	1人当たり	800	
初年度設備相当加算	1施設当たり	5,270	
心理療法室整備加算	1施設当たり	67	
初年度設備相当加算	1施設当たり	20,770	

(注) 1. 養護施設特別措置法(昭和37年法律第23号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別養護地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交
知基礎点数に対して、0.08を乗じて算出した点数を加算する。(小数点以下四捨五入)

2. 改築費に係る初年度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については9分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
3. 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代子育て支援対策交付金」における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて(児
童第80812005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)

4. 母子生活支援施設(小規模分園型)母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
5. A型児童館、B型児童館及びB型児童館併設の場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
6. 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
7. 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、婦人保護施設一時保護施設等一時保護施設等
は、当該施設が初年度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
8. 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
9. 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

児童養護施設	施設	1人当たり	3,820	3,640	3,460	3,270
初年度設備相当加算	1人当たり			60		
小規模グループワーク整備加算	1グループワーク当たり	5,000		5,020	5,340	5,060
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,170		19,210	18,240	17,280
子育て支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,460		1,830	1,800	1,200
初年度設備相当加算	1人当たり			80		
病院・病院後援事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	870		830	700	750
乳児を養育するための保育室又は養育室等を整備する場	1人当たり	240		220	210	200
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,880		3,700	3,520	3,330
通所部門整備加算	1人当たり	1,890		1,800	1,710	1,620
初年度設備相当加算	1人当たり			50		
児童自立支援施設	1人当たり	5,350		5,090	4,830	4,580
初年度設備相当加算	1人当たり			60		
小規模グループワーク整備加算	1グループワーク当たり	6,200		5,080	5,600	5,300
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,170		19,210	18,240	17,280
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,880		3,700	3,520	3,330
通所部門整備加算	1人当たり	1,890		1,800	1,710	1,620
初年度設備相当加算	1人当たり			50		
規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,420		5,160	4,900	4,650
初年度設備相当加算	1人当たり			60		
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,940		4,700	4,470	4,230
子育て支援のための拠点施設	1施設当たり			60		
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,020		9,560	9,020	8,560
利用者支援事業所	1施設当たり	10,020		9,560	9,020	8,560
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,270		3,110	2,960	2,800
初年度設備相当加算	1世帯当たり			60		
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,170		19,210	18,240	17,280
保育室整備加算	1人当たり	870		830	700	750
学習室整備加算	1人当たり	870		830	700	750
初年度設備相当加算	1世帯当たり	5,120		4,880	4,630	4,390
心理療法室整備加算	1施設当たり			60		
初年度設備相当加算	1施設当たり	20,170		19,210	18,240	17,280

(注) 1. 養護施設特別措置法(昭和37年法律第23号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別養護地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、△地域基準点数を適
用し、△にその規定の方法(△に0.08を乗じて算出した点数を加算すること。(小数点以下四捨五入))は、△地域基準点数を適用
2. 改築費に係る初年度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については9分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
3. 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代子育て支援対策交付金」における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて(児
童第80812005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)

4. 母子生活支援施設(小規模分園型)母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
5. A型児童館、B型児童館及びB型児童館併設の場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
6. 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
7. 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、婦人保護施設一時保護施設等一時保護施設等
は、当該施設が初年度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
8. 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
9. 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

児童相談所一時保護施設	1人当たり	99	-	99	131
助産施設	1人当たり	160	241	160	212
乳児院	1人当たり	92	124	124	123
母子生活支援施設	1世帯当たり	341	512	-	451
児童厚生施設	1施設当たり	690	-	-	898
児童センター	1施設当たり	1,024	-	-	1,352
児童センター	1施設当たり	1,368	-	-	1,806
児童養護施設	1人当たり	145	-	-	191
児童心理治療施設	1人当たり	166	-	222	220
児童自立支援施設	1人当たり	209	-	-	275
児童家庭支援センター	1施設当たり	485	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	88	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	364	-	-	481
児童自立生活援助事業所	1人当たり	325	-	-	429
子育て支援のための拠点施設	1施設当たり	445	-	-	588
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	445	-	-	588
利用者支援事業所	1施設当たり	445	-	-	588
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1施設当たり	445	-	-	588
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	93	-	-	123
婦人保護施設	1世帯当たり	196	-	-	259

(注) 1. 災害対策特別措置法(昭和37年法律第72号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2. 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3. A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■解体撤去交付基礎点数表

児童相談所一時保護施設	1人当たり	97	-	97	128
助産施設	1人当たり	156	234	156	206
乳児院	1人当たり	91	122	122	121
母子生活支援施設	1世帯当たり	332	498	-	438
児童厚生施設	1施設当たり	661	-	-	872
児童センター	1施設当たり	985	-	-	1,313
児童センター	1施設当たり	1,329	-	-	1,755
児童養護施設	1人当たり	141	-	-	186
児童心理治療施設	1人当たり	162	216	162	214
児童自立支援施設	1人当たり	203	-	-	268
児童家庭支援センター	1施設当たり	471	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	86	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	354	-	-	468
児童自立生活援助事業所	1人当たり	316	-	-	418
子育て支援のための拠点施設	1施設当たり	433	-	-	571
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	433	-	-	571
利用者支援事業所	1施設当たり	433	-	-	571
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	91	-	-	121
婦人保護施設	1世帯当たり	191	-	-	252

(注) 1. 災害対策特別措置法(昭和37年法律第72号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2. 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3. A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩復興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	236
児童相談所一時保護施設	1人当たり	179	-	-	-	236
助産施設	1人当たり	300	451	-	-	397
乳児院	1人当たり	166	222	222	-	220
母子生活支援施設	1世帯当たり	619	928	-	-	817
児童厚生施設本体						
小型児童館	1施設当たり	1,015	-	-	-	1,340
児童センター	1施設当たり	1,529	-	-	-	2,019
大型児童センター	1施設当たり	2,042	-	-	-	2,696
児童養護施設	1人当たり	258	-	-	-	341
児童心理治療施設本体	1人当たり	312	-	416	-	411
児童自立支援施設	1人当たり	367	-	-	-	465
児童家庭支援センター	1施設当たり	963	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	160	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,517	-	-	-	2,002
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,347	-	-	-	1,778
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	788	-	-	-	1,041
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	788	-	-	-	1,041
利用者支援事業所	1施設当たり	788	-	-	-	1,041
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1施設当たり	788	-	-	-	1,041
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	177	-	-	-	233
婦人保護施設	1世帯当たり	357	-	-	-	471

(注) 1 豪雪地域対策特別措置法(昭和37年法律73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩復興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	230
児童相談所一時保護施設	1人当たり	174	-	-	-	230
助産施設	1人当たり	292	438	-	-	385
乳児院	1人当たり	162	216	216	-	214
母子生活支援施設	1世帯当たり	601	902	-	-	794
児童厚生施設本体						
小型児童館	1施設当たり	986	-	-	-	1,301
児童センター	1施設当たり	1,485	-	-	-	1,961
大型児童センター	1施設当たり	1,983	-	-	-	2,618
児童養護施設	1人当たり	251	-	-	-	331
児童心理治療施設	1人当たり	303	-	404	-	400
児童自立支援施設	1人当たり	357	-	-	-	472
児童家庭支援センター	1施設当たり	838	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	156	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,473	-	-	-	1,945
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,308	-	-	-	1,726
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	766	-	-	-	1,011
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	766	-	-	-	1,011
利用者支援事業所	1施設当たり	766	-	-	-	1,011
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	172	-	-	-	227
婦人保護施設	1世帯当たり	347	-	-	-	458

(注) 1 豪雪地域対策特別措置法(昭和37年法律73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数数表

標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく場合の場
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	31,070
児童心理治療施設	-
	41,430

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数数表

地域交流スペース	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	12,040	16,050
初度設備相当加算	655	1,711
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点)	5,440	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業書、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数数表

余裕教室活用促進事業	余裕教室活用促進事業
(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	16,050
初度設備相当加算	2,856
	19,903

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数数表

標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく場合の場
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	30,170
情緒障害児短期治療施設	-
	40,230

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数数表

地域交流スペース	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所以外)	11,690	15,590
初度設備相当加算	636	1,662
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所)	5,290	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業書及び利用者支援事業所については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数数表

余裕教室活用促進事業	余裕教室活用促進事業
(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	15,590
初度設備相当加算	2,773
	18,363

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改 正 後					現 行				
別表3					別表3				
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合	1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認められた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認められた面積 鉄筋 ブロック 木造	施設整備に必要な工事費又は工事申請費及び工事事務費	別表1-4の通り	施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認められた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認められた面積 鉄筋 ブロック 木造	施設整備に必要な工事費又は工事申請費及び工事事務費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認められた点数 厚生労働大臣が必要と認められた点数 厚生労働大臣が必要と認められた点数	解体撤去に必要な工事費又は工事申請費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事申請費			解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事申請費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事申請費	

別表 4

算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数 <u>15, 590</u> 点(ただし、児童厚生施設については、 <u>10, 390</u> 点)とする。なお、初年度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2, 773</u> 点(ただし、児童厚生施設については、 <u>1, 848</u> 点)を加えたものとする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) (略)

別表 4

算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数 <u>16, 050</u> 点(ただし、児童厚生施設については、 <u>10, 700</u> 点)とする。なお、初年度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2, 856</u> 点(ただし、児童厚生施設については、 <u>1, 903</u> 点)を加えたものとする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表1-4の通り

(注) (略)

別表 5

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)
増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費	5 負 担 割 合
施設整備	本体工事費	ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4号)第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業に関する法律(昭和55年	施設の整備(施設整備)と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費用を除く。)及び工事費(第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合)に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4号)第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合)に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年	別表1-4の通り

別表 5

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)
増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4号)第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合)に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業に関する法律(昭和55年	施設の整備(施設整備)と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費用を除く。)及び工事費(第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合)に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4号)第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合)に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業に関する法律(昭和55年

								<p>備事業計画」という。)に基 請負費には、これと同等 づいて実施される事業のう と認められる委託費、分 担金及び適当と認められ ち、同法別表第1に掲げる児 童福祉施設(木造施設の改築 の購入費等を含む(以下 として行う場合)として行う 同じ。))。</p> <p>場合には別表6に掲げる定 員1人当たり交付基礎点数 に定員を乗じて得たものを 基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措置法 (平成7年法律第111号) 第2条に規定する地震防災 緊急事業五箇年計画(以下、 「地震防災緊急事業五箇年 計画」という。)に基づいて 実施される事業のうち、同法 別表第1に掲げる児童福祉 施設(木造施設の改築として 行う場合)として行う場合に は別表6に掲げる定員1人 当たり交付基礎点数に定員 を乗じて得たものを基準と する。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数 を適用する場合</p> <p>(ア) 別表6に掲げる1世帯当た り交付基礎点数に定員(世 帯)を乗じて得たものを基準 とする。</p>
<p>法律第63号)第2条 に規定する地震対策緊 急整備事業計画(以下 「地震対策緊急整備事 業計画」という。)に 基づいて実施される事 業のうち、同法別表第 1に掲げる児童福祉施 設(木造施設の改築と して行う場合)として 行う場合には別表6に 掲げる定員1人当 たり交付基礎点数に定 員を乗じて得たものを 基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措 置法(平成7年法律第 111号)第2条に規 定する地震防災緊急事 業五箇年計画(以下、 「地震防災緊急事業五 箇年計画」という。) に基づいて実施される 事業のうち、同法別表 第1に掲げる児童福祉 施設(木造施設の改築 として行う場合)とし て行う場合には別表6 に掲げる定員1人当た</p>	<p>額を限度額と する。以下同じ。) ただし、別の補 助金等又はこの 種目とは別の種 目において別途 交付対象とする 費用を除き(以下 同じ。)、工事費 又は工事請負費 には、これと同等 と認められる委 託費、分担金及び 適当と認められ る購入費等を含 む(以下同じ。))。</p>							

		<p>り交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖繩振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>ウ 一部改築平成20年6月1日 2日 雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置</p>			<p>(イ) 沖繩振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>ウ 一部改築平成20年6月1日 2日 雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p>	
--	--	---	--	--	---	--

		<p>法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p>							

改正後

別表6 耐震化等整備事業

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,890
助産施設本体	1人当たり	4,330
乳児院本体	1人当たり	3,560
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,850
児童養護施設本体	1人当たり	4,450
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,750
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,300
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	4,510
婦人保護施設本体	1世帯当たり	6,060

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖繩振興計画に基づく事業として行う場合)

	単位	交付基礎点数(沖繩県)
助産施設本体	1人当たり	6,500
乳児院本体	1人当たり	4,750
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	16,200

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

現行

別表6

交付基礎点数表

単位	A地域	B地域	C地域	D地域
	豊後県・岩手県・福島県・山形県・宮城県・秋田県・山梨県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・徳島県・香川県・高知県・福岡県・佐賀県・熊本県・鹿児島県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・徳島県・香川県・高知県・福岡県・佐賀県・熊本県・鹿児島県・沖縄県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・徳島県・香川県・高知県・福岡県・佐賀県・熊本県・鹿児島県・沖縄県	徳島県・愛媛県・福岡県・熊本県
児童相談所一時保護施設本体	2,810	2,670	2,540	2,400
助産施設本体	4,210	4,010	3,810	3,610
乳児院本体	3,480	3,300	3,130	2,970
母子生活支援施設本体	10,540	10,040	9,540	9,040
児童養護施設本体	4,330	4,120	3,920	3,710
児童心理治療施設本体	5,590	5,320	5,050	4,790
通所部門整備加算	1,840	1,840	1,750	1,660
児童自立支援施設本体	6,120	5,830	5,540	5,250
通所部門整備加算	1,840	1,840	1,750	1,660
婦人相談所一時保護施設本体	4,380	4,170	3,970	3,760
婦人保護施設本体	5,890	5,610	5,330	5,040

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基礎点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下四捨五入)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖繩振興計画に基づく事業として行う場合)

	単位	沖繩県
助産施設本体	1人当たり	6,320
乳児院本体	1人当たり	4,620
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	15,820

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(本道施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(本道の改築として行う場合)として行う場合)

交付基礎点数	
単位	
乳 児 院 本 体	4,750
児 童 心 理 治 療 施 設 本 体	7,670
通 所 部 門 整 備 加 算	2,650

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

単位	標準	交付基礎点数	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	129	-
助産施設	1人当たり	212	318
乳児院	1人当たり	124	166
母子生活支援施設	1世帯当たり	452	678
児童養護施設	1人当たり	189	-
児童心理治療施設	1人当たり	217	289
児童自立支援施設	1人当たり	271	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	124	-
婦人保護施設	1世帯当たり	260	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(本道施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(本道の改築として行う場合)として行う場合)

単位	A地域			B地域			C地域			D地域		
	青森県・岩手県・福島県・山形県・秋田県・山梨県・長野県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	北海道・宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・福井県・滋賀県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・徳島県・愛媛県・福岡県・大分県										
乳 児 院 本 体	4,620	4,400	4,180	3,960								
児童心理治療施設本体	7,450	7,090	6,740	6,380								
通所部門整備加算	2,580	2,460	2,340	2,210								

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基礎点数を適用し、さらにその残る方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

単位	標準	交付基礎点数	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	124	-
助産施設	1人当たり	202	303
乳児院	1人当たり	119	159
母子生活支援施設	1世帯当たり	430	645
児童養護施設	1人当たり	181	-
児童心理治療施設	1人当たり	207	276
児童自立支援施設	1人当たり	259	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	119	-
婦人保護施設	1世帯当たり	248	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	232	-	-
助産施設	1人当たり	392	588	-
乳児院	1人当たり	217	289	289
母子生活支援施設	1世帯当たり	817	1,226	-
児童養護施設	1人当たり	342	-	-
児童心理益施設	1人当たり	407	-	543
児童自立支援施設	1人当たり	485	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	227	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	467	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	226	-	-
助産施設	1人当たり	381	571	-
乳児院	1人当たり	211	282	282
母子生活支援施設	1世帯当たり	794	1,191	-
児童養護施設	1人当たり	333	-	-
児童心理益施設	1人当たり	396	-	528
児童自立支援施設	1人当たり	471	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	221	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	454	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

現 行

別紙 1
様式 1-1
第 年 月 日

〇〇厚生 (支) 局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市 町 村 長

〇〇厚生 (支) 局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市 町 村 長

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付
申請について

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて
申請する。

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて
申請する。

- | | | | |
|---|-----------|--------------|---------|
| 1 | 申 請 額 | 別紙のとおり (別紙 1 | 様式 1-2) |
| 2 | 整備計画概要 | 別紙のとおり (別紙 1 | 様式 1-2) |
| 3 | 防犯対策強化計画書 | 別紙のとおり (別紙 1 | 様式 1-3) |
| 4 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり (別紙 1 | 様式 1-5) |

- | | | | |
|---|---------|--------------|---------|
| 1 | 申 請 額 | 別紙のとおり (別紙 1 | 様式 1-2) |
| 2 | 整備計画概要 | 別紙のとおり (別紙 1 | 様式 1-2) |
| 3 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり (別紙 1 | 様式 1-4) |

(添付書類)

- 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
(見込書) 抄本

(添付書類)

- 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
(見込書) 抄本

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」
の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」
の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙 2
様式 1-1

番 年
号 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長

印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業

実績報告について

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | | |
|---|---------------------------------|--------------|---------|
| 1 | 精 算 額 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-2) |
| 2 | 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-2) |
| 3 | 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-3) |
| 4 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-4) |
| 5 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-5) |
| 6 | 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書 | | |
- (見込書) 抄本

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙 2
様式 1-1

番 年
号 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長

印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業
実績報告について

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | | |
|---|---------------------------------|--------------|---------|
| 1 | 精 算 額 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-2) |
| 2 | 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-2) |
| 3 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-3) |
| 4 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり (別紙 2 | 様式 1-4) |
| 5 | 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書 | | |
- (見込書) 抄本

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

防犯対策強化整備計画実績の概要

都道府県・市区町村名 _____

1. 防犯計画の概要

施設 種別	施設名	設置主 体	所 在 地	整 備 区 分	対象経費の実支 出額 (実績額)	交付金 精算額
合 計						

2. 防犯計画と実績との比較及び進捗状況

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2

当該交付金による施設整備に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
 - ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)
 - (ア) 敷地面積 _____㎡
 - (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
 - (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
 - (エ) 建物の面積 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡
 - (オ) 建物の構造(____造)
 - イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)
 - (ア) 建物の面積 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡
 - (イ) 建物の構造(____造)
 - (ウ) 建築年月日
 - (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)
 - (オ) 処分(取りこわし)年月日
- ウ 仮設施設工事
 - (ア) 建物の面積 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡
 - (イ) 建物の構造(____造)

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
 - ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)
 - (ア) 敷地面積 _____㎡
 - (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
 - (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
 - (エ) 建物の面積 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡
 - (オ) 建物の構造(____造)
 - イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)
 - (ア) 建物の面積 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡
 - (イ) 建物の構造(____造)
 - (ウ) 建築年月日
 - (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)
 - (オ) 処分(取りこわし)年月日
- ウ 仮設施設工事
 - (ア) 建物の面積 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡
 - (イ) 建物の構造(____造)

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 _____円
イ 工事事務費 _____円
ウ 小計 (本体工事費) _____円
エ 特殊附帯工事費 _____円
オ 解体撤去工事費及び
仮設施設整備工事費 _____円
(解体撤去工事費)
(仮設施設整備工事費)
カ その他の工事費 _____円
キ 地域交流スペース _____円
ク 合 計 _____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費目別内訳書、工事事務費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 竣工後の事業開始年月日
オ 解体撤去工事関係

(ア) 着工年月日

(イ) 完了年月日

カ 仮設施設工事関係

(ア) 工事期間

(イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合、工事請負契約書の写
直営の場合、支払領収書の写
賃貸借の場合、賃貸借契約書の写 (仮設施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明記した表
- 4 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書 (別紙1-6)

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 _____円
イ 工事事務費 _____円
ウ 小計 (本体工事費) _____円
エ 特殊附帯工事費 _____円
オ 解体撤去工事費及び
仮設施設整備工事費 _____円
(解体撤去工事費)
(仮設施設整備工事費)
カ その他の工事費 _____円
キ 地域交流スペース _____円
ク 合 計 _____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費目別内訳書、工事事務費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 竣工後の事業開始年月日
オ 解体撤去工事関係

(ア) 着工年月日

(イ) 完了年月日

カ 仮設施設工事関係

(ア) 工事期間

(イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合、工事請負契約書の写
直営の場合、支払領収書の写
賃貸借の場合、賃貸借契約書の写 (仮設施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明記した表
- 4 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書 (別紙1-5)

号 日
番 年 月

都道府県知事 殿
指定都市市長
中核都市市長
市区町村市長

社会福祉法人〇〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇◇工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

号 日
番 年 月

都道府県知事 殿
指定都市市長
中核都市市長
市区町村市長

社会福祉法人〇〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

92

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇◇工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

〇〇厚生（支）局長 殿

番 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村 長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

93

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援対策
施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のと
おり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要交付金等返還相当額）

金 円

- 4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認でき
る資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村 長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援対策
施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のと
おり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要交付金等返還相当額）

金 円

- 4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等